

名古屋港管理組合 快適トイレ設置工事实施要領 令和5年4月改訂 新旧対照表

新	旧
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、令和5年4月1日以降に入札の公告を行う工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事实施要領第2条の対象工事及び公共建築工事積算基準を適用する工事については除外する。</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、平成31年6月1日以降に入札の公告を行う工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事实施要領第2条の対象工事及び公共建築工事積算基準を適用する工事については除外する。</p>
<p>(取組内容)</p> <p>第3条 取組内容については、愛知県「快適トイレ設置工事实施要領（令和4年10月施行）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。</p>	<p>(取組内容)</p> <p>第3条 取組内容については、愛知県「快適トイレ設置工事实施要領（平成30年4月施行）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>要綱第2条に規定する工事のうち、令和5年4月1日以前の単価を使用した工事において、改正前の要領第7条の規定による補正を行っている工事の取り扱いについては、改正後の要領第7条の規定に基づく補正に変更し、契約変更するものとする。</p>	